様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025年　4月　10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃびっぐはんず  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ビッグハンズ  （ふりがな）はん　じゃくえい  （法人の場合）代表者の氏名 潘　若衛  住所　〒102-0083  　　　　　　　　　　　　東京都千代田区麹町４丁目４番４号  法人番号　5010001067033  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX推進について」 | | 公表日 | 2025年　2月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社ホームページ内  カテゴリー：企業情報＞「DX推進について」にて公表  【公表場所】  https://www.bighandz.co.jp/corporate-dx  【記載箇所】  １．経営理念・経営ビジョン・価値観  ２．経営環境及びデジタル技術の影響とＤＸ推進への思い  ３．ビジネスモデルの方向性 | | 記載内容抜粋 | 【経営理念・経営ビジョン・スローガン】  (経営ビジョン)  AIと人間が共に進化し続ける社会をつくる。  • イノベーションで価値創出:  AIやクラウド、データ分析技術を活用し、既存の枠を超えるソリューションを開発。  • パートナーシップで共創:  お客様と共に考え、共に成長する「共創型ビジネスモデル」を推進。  • 多様性と成長の支援:  日本をはじめ、各国の技術者が力を合わせ、グローバルな視点で新しい未来を切り拓く。  ビッグハンズは絶え間なく進化するＩＴ技術の最前線に立ち、常に革新の先駆者であり続ける。  【経営環境及びデジタル技術の影響】  （リスク）  従来型スキル人材への依存（クラウド/AI人材比率30%未満）・従来型の受託開発ビジネスモデ ルへの依存・変革推進体制の未整備が重なることで、既存社員のクラウド技術（OCI/AWS）や 方式設計に関するスキル不足が顕在化し、DXプロジェクトの進捗遅延・品質低下を誘発するリ スクがある。加えて、受託開発のビジネスモデルに高く依存する事は、新しいビジネスモデルの 立ち上げ検討を図る際に、確立するまでの収益空白リスクを受け入れず、結果的に既存の受託 開発ビジネスモデルを維持する形に収束する等、構造的な自律反発が発生しやすい為、DX推進の二重の足枷となる戦略的危機が顕在化している。  （機会）  ビッグハンズの25年間蓄積した技術資産を基盤に、OCI/AWSクラウドネイティブ環境とAI/IoT技術を融合した次世代DX推進フレームワークを構築。これにより従来のSI受託モデルから、データ駆動型の業界特化ソリューション事業への構造転換を加速し、IoTセンシング技術とAI分析機能の連環による新たな価値創出メカニズムを確立。同時に、クラウド技術深化と人材スキル進化を相互連動させ、DX推進遅延要因を技術的・組織的に解消する改革サイクルを構築。  【ビジネスモデルの方向性】  DX推進のビジネスデルの方向性としては、最新のIT技術を追及し、DX人材育成と業務効率化の双方向からDX推進に取り組んで参ります。  (IT事業)  社内リソースとして強みであるAWS、Azure、OCI関連の技術スタッフを活かし、お客様の環境を理解し、最適なDXサービスを提案、顧客側のビジネスの柔軟性と効率性の向上を目指します。また、社内IT技術者（特にOCI）を研修講師に立て、新事業として、社内外のDX人材育成を進めます。  (ヘルスケア事業)  ⾼齢者向けの介護問題解決を⽬指し、教育‧医療‧介護‧福祉分野の施設とパートナーシップを築き上げました。  介護現場のニーズを分析、介護研修‧ 教育事業、AIやIoTを活⽤した⾼齢者の健康管理‧介護サービス‧リハビリを進め、AI介護を進めて参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された方針に基づき作成した内容を、公表しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX推進について」 | | 公表日 | 2025年　2月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社ホームページ内  カテゴリー：企業情報＞「DX推進について」にて公表  【公表場所】  <https://www.bighandz.co.jp/corporate-dx>  【記載箇所】  ４．DX戦略について | | 記載内容抜粋 | ①　DX人材の育成  社内人材を研修講師として立て、OCI(Oracle cloud Infrastructure)習得の為の講習立ち上げを実施いたします。 弊社が培った豊富なＤＸ関連の実績を交え、社内若手社員から、習得を目指す社内外の人材に向けて、 DX人材としての育成に結びつく講習を実施する事で、受講修了後は、 OCIの資格ホルダーとしてのIT人材と共に、DX人材として業務支援の取り組みも可能になる事を目指します。  ②　DXコンサルティングの推進  業歴25年超のSI開発実績より抽出したDXノウハウのデータ化・分析を行い、新たなDXソリューションの開発・提供、効果的なノウハウを集約したＤＸサービスのパッケージ化の検討・活用につなげたいと考えます。  新たに開発したＤＸソリューションとパッケージ化したDXサービスで新規のお客様とのコンサルティングにより接点を増やし、サービスの実践・コンサルティング売上の積み上げを図り、そしてその取り組みが次のDXノウハウのデータ化蓄積につながる、循環・奏功するモデル構築を目指して参ります。またデータ化・分析により抽出したナレッジを元に、OCI講習やDX人材育成の講習につなげる等、総合的なDX推進につなげて参ります。  ③　VPN環境におけるAI、IoT活用した社内業務効率化の推進  当社の強みであるVPN環境の構築・運営を社内でも定着図り、かつVPN環境にAI・Iot等の基幹システムの導入・活用による社内業務効率化を推進致します。  社内における課題に対して、当社の強みである環境での業務効率化案を出し、施策を実施し、社内のＤＸ化実績を積み上げる事で、ＤＸ推進を全社的なものにしたいと考えます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された方針に基づき作成した内容を、公表しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「DX推進について」５．DX推進に向けた組織体制  「DX推進について」６．DX推進に向けた環境整備  https://www.bighandz.co.jp/corporate-dx | | 記載内容抜粋 | 管理部内にDX推進チームを編成し、関連部署と協力しながら推進戦略を立案・実行していきます。また、お客様向けのDXソリューション提供に向けては、各部門が横断的に連携しながら取り組みを進めていきます。  DX人材育成プログラムの実施による組織全体のデジタルリテラシー向上。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「DX推進について」6．DX推進に向けた環境整備  https://www.bighandz.co.jp/corporate-dx | | 記載内容抜粋 | 1. 基幹システムによるデータ一元化環境の整備 2. VPNを活用した強固な情報セキュリティ体制の構築・全社的な運用およびVPNと親和性の高い基幹システムの連携による社内業務効率化の推進 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX推進について」 | | 公表日 | 2025年　2月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社ホームページ内  カテゴリー：企業情報＞「DX推進について」にて公表  【公表場所】  https://www.bighandz.co.jp/corporate-dx  【記載箇所】  ７．DX戦略の達成に向けた目標策定(KPI) | | 記載内容抜粋 | 1. OCI(Oracle cloud Infrastructure)習得者数の増加   DX人材の育成・創出を目的として、当社社員を講師に起用、講習実施により、OCI習得者数の増加数を目標KPIとして設定します。   1. DX取引案件数（取引社数）の増加   DX推進および顧客満足度の目安として、DX推進に関連する取引社数の増加を目標KPIに設定します。具体的には営業部の目標として考課設定図り、管理部によりDXのデータ化・分析によりDXの普及・推進につなげて参ります。   1. 重複作業の低減・変更内容伝達ミス削減率を軸に、社内業務の効率化   VPNと親和性の高い基幹システムを導入により、販売・購買・勤怠・経費など各業務プロセスにおける重複作業の逓減率、伝達ミスの削減率をKPI設定図り、社内業務効率化の定着を図ります。DX推進事務局長を中心に、各部署における案件に関する最新情報を基幹システムを活用してタイムリーに共有する仕組みを構築し、DXサービス向上につなげます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　2月　20日 | | 発信方法 | 【公表方法】  当社ホームページ　カテゴリー：企業情報＞「DX推進について」内 【公表場所】  https://www.bighandz.co.jp/corporate-dx  【記載箇所】  ２．経営環境及びデジタル技術の影響とＤＸ推進への思い | | 発信内容 | 【DX推進への思い】  少子高齢化により、労働者があらゆる業種で不足する日本国内の状況を踏まえれば、DX推進が各企業の生産性向上に資することは元より、国内事業者の事業存続にも関わる点で、DXの推進は急務、待ったなしの状況ともなっております。当社が業歴25年超の中で培った開発実績を活かし、実効性の高いDXノウハウの抽出、新しいソリューションの開発・提供、社内外のＤＸ人材育成等、真摯にDX推進の体制を築いて参りたいと思います。1社1社実効性の保たれたDXを推進し、日本国内の事業環境の効率化、さらなる満足度向上に邁進したく思っております。  当社のDX推進への取組状況については、今後もホームページ他等で随時発信・更新して参ります。  代表取締役　潘　若衛 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　1月頃　～　　　2025年　2月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力済みとなります。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月初頭から　2024年8月半ば頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づく二つ星の宣言を実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。